# 秋田市公報 大芸芸

# 第1176号

令和4年11月10日

秋田市山王一丁目1番1号発行所 秋田市総務部文書法制課電話 018-888-5427

# 目次

# 上下水道局管理規程

 秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程
 上下水道局総務課 (第3号) 4

 秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程
 上下水道局総務課 (第4号) 7

# 告示

(第246号)	8
(第247号)	9
(第248号)	10
(第249号)	11
(第250号)	12
(第251号)	13
(第252号)	14
(第253号)	16
(第254号)	17
(第255号)	18
(第256号)	19
(第257号)	20
(第258号)	21
(第259号)	23
	(第249号) (第250号) (第251号) (第252号) (第253号) (第254号) (第255号) (第256号)

不適正な取引行為の廃止について	市民相談センター	(第260号)	25
不適正な取引行為の指定について	市民相談センター	(第261号)	26
令和4年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領につい て	総務課	(第262号)	31
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室	(第263号)	98
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転 車等の撤去および保管について	交通政策課	(第264号)	99
国民健康保険税納税通知書(課税年度令和4年 賦課年度令和3年 賦課年度 令和2年)の公示送達について	国保年金課	(第265号)	101
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の更新について	障がい福祉課	(第266号)	102
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、再開、変 更および廃止について	保護第一課	(第267号)	103
指定居宅サービス事業者の廃止について	介護保険課	(第268号)	105
指定居宅介護支援事業者の廃止について	介護保険課	(第269号)	106
秋田市総合教育会議の招集について	企画調整課	(第270号)	107
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課	(第271号)	108
教委告示			
教育委員会定例会の招集について 	教育委員会総務課	(第13号)	109
農委告示			
農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局	(第10号)	110
上下水道局告示			
指定給水装置工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課	(第10号)	111
指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課	(第11号)	112
公告			
市有地の売払いについて	財産管	7理活用課	113
予防接種法による定期予防接種について	倒	建康管理課	116

許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	117
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	118
予防接種法による定期予防接種について	健康管理課	119
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	120
農用地利用集積計画の一部撤回について	農業農村振興課	121
秋田農業振興地域整備計画の変更について	農業農村振興課	122

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年10月14日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第3号

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する 規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程(平成4年水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「より」の次に「行い、秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、」を、「1月」の次に「(次に掲げる場合は、2週間)」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この号において「地方等育児休業」という。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求 をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月に達する日以前の日である 場合

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第3条第7号に 掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第3条中「前条第1項および第2項」を「前条第2項本文」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)
- (2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育 児休業
- (3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業 第4条第2項中「第2条第2項」を「第2条第2項本文」に改める。 第5条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第1号から第4号までに規定する育児休業(同号については、引き続いて承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

第5条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改め、同条第5号中 「短時間勤務が」を「当該短時間勤務が」に改める。

第6条第2項中「秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田

市条例第6号。以下「育児休業条例」という。)」を「育児休業条例」に 改める。

第9条第2項中「第2条第2項および第3条」を「第2条第2項本文」 に改める。

第14条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条第1項中「第8条第1項」を「第14条」に改め、同条第2項中「第 2条第2項」を「第2条第2項本文」に改める。

### 附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年10月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第4号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程(昭和41年水道局管理規程第3号)の一部を 次のように改正する。

第27条第2項第2号および第3号を次のように改める。

- (2) 支払人が、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関であること。
- (3) 支払地の区域は、全国の区域とする。

附則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

# 秋田市告示第246号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第 37号)第21条第2項の規定に基づき、令和4年度秋田市一般廃棄物処理実 施計画を変更したので告示する。

令和 4 年10月 3 日

# 秋田市告示第247号

秋田市旧松倉家住宅の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

令和 4 年10月 3 日

- 1 施 設 名 秋田市旧松倉家住宅
- 2 指定管理者 秋田市中通二丁目 2 番32号株式会社秋田東北ダイケン代表取締役 髙 井 行 則
- 3 指定の期間 令和5年3月21日から令和10年3月31日まで

# 秋田市告示第248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和 4 年10月 3 日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類:腎臓に関する医療

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	開 設 者 名	更新年月日
36	さが医院	秋田市中通五丁目	嵯 峨 大 介	令和4年 10月1日

### 秋田市告示第249号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第24条第1項の 規定により、東北地方整備局長から事業認定申請書およびその添附書類の写し の送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するた め次のとおり告示する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、法第23条の規定により、 縦覧期間内に限り東北地方整備局長に土地収用法施行規則(昭和26年建設省令 第33号)第4条の規定にしたがって公聴会開催請求書を提出することができ、 また、法第25条の規定により、縦覧期間内に限り秋田県知事に意見書を提出す ることができ、当該意見書は東北地方整備局長あてに送付されるので留意され たい。

令和 4 年10月 4 日

### 秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 県道川添下浜停車場線改築工事(下浜羽川工区・秋田県秋田市下浜羽川字家ノ腰地内から同市下浜羽川字浜稲場地内まで)およびこれに伴う市道付替工事

### 3 起業地

- (1) 収用の部分 秋田県秋田市下浜羽川字家ノ腰、字河童長根、字小金沢、 字内稲場、字五郎池および字浜稲場地内
- (2) 使用の部分 秋田県秋田市下浜羽川字家ノ腰、字河童長根、字小金沢、 字内稲場および字浜稲場地内
- 4 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部建設総務課
- 5 縦覧期間 告示の日から令和4年10月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 6 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

# 秋田市告示第250号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項の規定に基づき、指定 居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により 告示する。

令和4年10月4日

事業	者の	事業所の				す光三のミナル	the of D	サービスの	
名	称	名	称	事業所の所在地	所の所在地 指定の年月日		類		
株式会	会社ま	訪問分	介護事	秋田市旭南二	<b>△</b> 5⊓ 4 年 10 日 1 日	計明△	<b>=</b> ##		
つかさ園		業所加	且南	丁目4番11号	令和4年10月1日	訪問介	丧		

# 秋田市告示第251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和 4 年10月 5 日

秋田市長 穂 積 志

# 担当する医療の種類:薬局

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
205	ラベンダー薬局	秋田市泉南三丁目18番11号	令和4年 11月1日

# 秋田市告示第252号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和 4 年10月 5 日

課所室名	委任事務
会計課	有価証券および名目不明金の出納保管に関する事務

### 秋田市告示第253号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 4 年 10 月 6 日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類令和4年度第2期後期高齢者医療保険料督促状

## 秋田市告示第254号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、 第115条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

令和 4 年10月 7 日

事業者		事業		事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの
株式会まつか園	·	名が規をしませる。	言宅介	秋田市旭南二丁目3番17号	令和4年9月30日	種類模多機多機。一種,一種,一種,一種,一種,一種,一種,一種,一種,一種,一種,一種,一種,一
株式会グレイコール	·	グー護ョま	<b>5問看</b> ニーシ	秋田市飯島道東 二丁目12番45号 ハイ・ロードブ リッチ1-B号	令和4年9月30日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
社会福法人としび会		光峰 あサーヒンター	ごスセ	秋田市添川字鶴 木台65番地3	令和4年9月30日	通所介護

# 秋田市告示第255号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による 身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身 体障害者福祉法施行細則(平成15年秋田市規則第3号)第5条の規定によ り告示する。

令和 4 年10月11日

	医師	氏名		医療機関名	診療科名	担当する障害分野
高	橋	佳	子	秋田大学医学部	内科、	肢体不自由
				附属病院	神経内科	呼吸器機能障害
佐々	木	勇	人	社会医療法人	消化器外	ぼうこう又は直腸機能障害
				明和会	科	
				中通総合病院		
飯	田	正	毅	秋田厚生医療	消化器外	肢体不自由
				センター	科	心臓機能障害
						じん臓機能障害
						呼吸器機能障害
						ぼうこう又は直腸機能障害
						小腸機能障害
						肝臓機能障害

### 秋田市告示第256号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を 受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 4 年10月11日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所 原 田 正 孝 秋田市手形山西町4番4-301号
- 2 送達する書類令和4年度後期高齢者医療保険料納入通知書

# 秋田市告示第257号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道 の路線を廃止するので、同条第3項において準用する同法第9条の規定に より告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年10月11日

秋田市長 穂 積 志

# 1 廃止路線

整理番号	路線名	起	点	重要な
定任留力	□ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	終	点	
41000	泉ハイタウン30号線	泉字道田21番	2 地 先	
41000	スペイクリン30万家	泉字道田21番	2 地 先	
41001	自 5 人 月 白 2/21 旦 始	泉字菅野3番3	0 地 先	
41001	泉ハイタウン31号線	泉字菅野62番2	2 0 地 先	

### 2 縦覧期間

令和4年10月11日から同月28日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

# 秋田市告示第258号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年10月11日

秋田市長 穂 積 志

# 1 認定路線

整理番号	路線名	起	点	重要な
一	的冰石 	終	点	経過地
01005	五形再分₩ C1 只纳	手形字西谷地8	7番3地先	
21025	手形西谷地61号線 	手形字西谷地4	1番4地先	
91096	エ形画公地 CO R 始	手形字西谷地8	8番3地先	
21026	手形西谷地62号線 	手形字西谷地7	3番3地先	
01007	手形十七流32号線	手形字十七流8	5番1地内	
21027	<del> </del>	手形字十七流20	9番 2 地内	
21028	手形十七流33号線	手形字蛇野1	56番地内	
21020	一一一一一一一一一一一一一一一	手形字十七流2	10番地内	
21029	手形十七流34号線	手形字十七流	66番地先	
21029	于形 〒 石 / M 34 号 概	手形字十七流8	4番2地先	
80463	マカデミ・カウン10円舶	広面字谷内佐渡1	89番 2 地先	
80403	アカデミータウン19号線	広面字谷内佐渡1	89番 4 地先	
80464	アカデミータウン20号線	広面字谷内佐渡1	91番11地先	
00404	/ 刈 / ミ 一 ク ソ ノ 20 写 豚	広面字谷内佐渡1	89番 4 地先	

# 2 縦覧期間

令和4年10月11日から同月28日まで。ただし、土曜日および日曜日を

除く、午前8時30分から午後5時15分まで

# 秋田市告示第259号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年10月11日

# 秋田市長 穂 積 志

## 1 道路の区域および供用開始の区間

整理	取 始 夕	起	点	延	長	幅	員
番号	路線名	終	点	(メー	トル)	(メー	トル)
21025	手形西谷地	手形字西谷地87番	3 地先	168.00		6.00	
21025	61号線	手形字西谷地41番	4 地先	108	. 00	0.	00
21026	手形西谷地	手形字西谷地88番	3 地先	7.0	. 20	4	00
21026	62号線	手形字西谷地73番	3 地先	10.	. 20	4.	00
21027	手形十七流	手形字十七流85番	1地内	1 0 0	133.50		6.00
21027	32号線	手形字十七流209番	2地内	155	. 50	0.	00
21028	手形十七流	手形字蛇野156番	番 地 内	20	. 40	6	00
21020	33号線	手形字十七流210都	番地内	39.	. 40	6.00	
21029	手形十七流	手形字十七流66看	番地先	20	. 00	6	00
21029	34号線	手形字十七流84番	2 地先	30.	. 00	6.00	
80463	アカデミータ	広面字谷内佐渡189番	2地先	<b>5</b> 1	40	6	00
80403	ウン19号線	広面字谷内佐渡189番	4 地先	51.40		6.00	
80464	アカデミータ	広面字谷内佐渡191番	11地先	99	22 60		00
00404	ウン20号線	広面字谷内佐渡189番	4 地先	22.60		6.00	

# 2 縦覧期間

令和4年10月11日から同月28日まで。ただし、土曜日および日曜日を

除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第260号

秋田市消費生活条例(平成9年条例第43号。以下「条例」という。)第 18条第1項の規定に基づき、平成10年5月6日付け秋田市告示第92号で指 定した、不適正な取引行為を廃止したので、秋田市消費生活条例施行規則 第4条の規定により告示する。

令和 4 年10月11日

秋田市告示第261号

秋田市消費生活条例(平成9年条例第43号。以下「条例」という。)第 18条第1項の規定に基づき、不適正な取引行為を次表のとおり指定したの で、秋田市消費生活条例施行規則第4条の規定により告示する。

令和 4 年10月11日

1	販売目的の隠匿・偽装	商品もしくは役務(以下「商品等」という。)の販売もしくは提供(以下「販売等」という。)の意図を隠して、もしくは商品等の販売等以外が目的であるかのように接近し、もしくは人を集めて、又は広告等で誘引することにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
2	重要な事実の不告知	商品等の内容、解約条件等消費者にとって重要な事実を告げずに契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
3	取引内容等の説明不足	商品等の内容、解約条件等消費者の判断に影響を及ぼすことになる重要事項の説明を 不十分又は不明確に行うことにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
4	事実の不実告知	商品等の内容、解約条件等消費者の判断に影響を及ぼすことになる重要事項に関して 虚偽の事実を告げることにより誤認させ契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる こと。			
5	義務の誤信・強調	商品等の購入もしくは利用等(以下「購入等」という。)もしくは設置等が法令等の 義務であるかのように告げて、又は誤解を招きかねない説明をすることにより契約の 締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
6	誤信を招く情報提供	消費者が契約する意思を決定するために重要なことについて、誤信させ、もしくは不安を覚えさせるような事実を告げることにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
7	優良・有利の誤信を招 く表現	商品等の内容、取引条件等が実際のものよりもしくは他より著しく優良もしくは有利であるかのように説明し、又はそのような広告を用いて誘引することにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
8	著名な商品等と誤信させる行為	商品等の名称、形状等に関して、他の商品等と同一もしくは類似するものと誤信するよう故意に紛らわしくすることにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
9	断定的判断の提供	商品等の購入等に当たって得られる効果、利益、成果等将来における不確実なことについて断定的な判断を提供することにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
10	契約締結の不当な誘導	スマートフォン、パソコン等の電子機器を使用して商品等の購入等をする際に、当該操作が契約の申込み又は承諾になることをあらかじめ知らせずに操作を誘導して契約を締結させる、資料請求又は見積請求が契約の申込み又は承諾になることをあらかじめ知らせずに契約を締結させる等の不当な手段を用いること。			
11	身分詐称	自らを官公署もしくは著名な法人の職員もしくは関係者と偽り、その認可、委託等を 得ている等の言動を用いて消費者を安心させることにより契約の締結を勧誘し、又は 契約を締結させること。			
12	身分隠匿	身分、住所、連絡先等を明らかにせずに契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
13	法定書面の不交付	法令で交付が義務付けられている書面を交付せずに契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
14	契約締結後の不当な行 為	スマートフォン、パソコン等の電子機器を使用して商品等の購入等をする際に、契約 内容を確認のうえ契約が成立したと同時に割引クーポン等を表示し、その使用により 消費者の意に反した契約内容に変わる等不当な行為により誤認させ契約を締結させる こと。			
	条例第18号第1項第2号に該当する不適正な取引行為				
1	長時間・威圧的勧誘	訪問、電話、メール等の手段により、長時間、長期間もしくは複数回にわたる威圧的なもしくは不安を覚えさせる言動等により契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			

2	不退去・退去妨害	消費者が自宅、職場等から退去してほしい、もしくは勧誘を受けた場所から退去したい旨の意思を表示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
3	路上等での不当な勧誘	消費者の意に反して、路上その他の場所で呼び止め、もしくは電話により営業所等に 誘引して、執ように、又は威圧的な態度により契約の締結を勧誘し、又は契約を締結 させること。			
4	早朝・深夜等の勧誘	消費者の意に反して、早朝、深夜その他正常な判断が困難な状態のときに、訪問し、又は電話することにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
5	虚偽の内容を記載させ る行為	消費者の年齢、職業、肩書き、収入その他契約に際して重要な事項について、契約書等に虚偽を記載するよう唆して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
6	知識・判断力の不足に 乗じた勧誘	消費者の知識、判断力、経験等の不足に乗じて、商品等の内容、取引条件、契約成立のタイミング等に関して必要な説明をせずに、又は難解な、もしくは不十分な説明で理解を妨げることにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
7	不適正なメール等によ る勧誘	消費者の拒絶の意思に反して、もしくはその意思表示の機会を与えず、メール等の通信手段を介して一方的に広告等を送信することにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
8	心理的不安に乗じた勧 誘	消費者の生命、身体、財産、健康、運命等生活上の不安を煽る言動により契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
9	心理的負担を利用した勧誘	商品等の販売等を目的として、親切行為、商品等の無償提供等により断りにくい等の 消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させ ること。			
10	契約前の一方的な商品 等の販売等	消費者が契約の承諾もしくは申込みの意思表示をする前に、一方的に商品等を消費する等原状回復を困難にする等により契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
11	正常な判断を妨げる行為	催眠、霊感、集団心理その他消費者の合理的な判断を妨げる状況を作出することにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
12	資金調達の強要	消費者の意に反して、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを目 的に当該機関と契約を締結するように勧誘し、又は契約を締結させること。			
13	一方的送りつけ後の費 用請求	消費者が商品等の購入等の意思を示していないにもかかわらず、商品を一方的に送りつけて代金引換で受領させ、又は一方的に対価を請求する等により契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
14	不当な訪問購入	事業者が消費者から物品を購入するに当たって、その勧誘を受ける意思があるかどうかを事前に確認せずに自宅等に訪問して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。			
15	拒絶した者への勧誘	消費者が契約を締結しない意思を示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は 契約を締結させること。			
	条例第18号第1項第3号に該当する不適正な取引行為				
1	契約解除等の権利の制 限	申込みの撤回、契約の解除又は取消し、契約無効の主張等の消費者の権利を制限して、契約を締結させること。			
2	不当な違約金等の定め	損害賠償金、違約金、契約解除に伴う清算金等の負担が不当に高額又は高率であるなど、著しく不当な内容の契約を締結させること。			

3	不当な過量販売・長期契約	消費者の年齢、身体状況、財産、家族構成等に照らして、不当に過大な量、不当に長期にわたる供給、又は著しく不必要と認められる商品等の契約を締結させること。			
4	過剰与信となる契約	商品等の購入等に伴い受ける信用が、消費者の返済能力を著しく超えることを知り、 又は知るべきだったにもかかわらず、信用を供与し、又は信用の供与と一体をなした 内容の契約を締結させること。			
5	不当な裁判管轄等の定め	契約に関する訴訟における、裁判管轄その他の契約に関する紛争又は苦情処理等について、消費者に不当に不利な内容の契約を締結させること。			
6	不当な免責条項の定め	事業者に瑕疵がある場合又は事業者が責任を負うべき場合でも、返品ができない、又は事業者が免責される等消費者に著しく不利になる内容の契約を締結させること。			
7	契約書面の虚偽記載	消費者が購入等の意思を示していない商品等又は契約前に説明した内容と異なる商品 等もしくは条件等を記載した契約書を事業者が作成し、契約を締結させること。			
8	名義を借用した契約	消費者に対して名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させ る内容の契約を締結させること。			
9	出会い系サイトによる 不当な要求	他者との交際を希望する者が利用するサイト内において、相手の好意の感情を利用 し、又は相手に好意の感情を示し、関係の維持又は進展に必要であると認識させて不 当に金銭を要求し負担させること。			
		条例第18号第1項第4号に該当する不適正な取引行為			
1	不適正な与信契約	事業者が不適正な取引行為を行っていることを知り、又は知り得る状況にありながら、商品等の購入代金に相当する額の金銭を貸し付け、又は信用を供与すること。			
		条例第18号第1項第5号に該当する不適正な取引行為			
1	不当な手段による履行 強制	消費者等を欺き、威迫し、もしくは困惑させ、早朝深夜等の迷惑を覚える時間帯にお ける電話や訪問その他の不当な手段を用いて債務の履行を迫り、又は債務の履行をさ せること。			
2	心理的圧迫による履行 強制	正当な理由がないにもかかわらず、消費者の不利益な情報を信用情報機関もしくは関係者に通知する旨の言動を用い、心理的な圧迫を与えて債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。			
3	金銭調達の強要	消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、預金の払戻し、生命保険の解約、金銭の借入れ等の方法により金銭を調達させ、債務の履行をさせること。			
4		法律上、消費者に代わり債務を負担する義務のない者を欺き、威迫し、又は心理的な 圧迫を与えて債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。			
5	請求根拠の不明示	事業者の氏名、名称、住所等自らを特定する情報もしくは請求の根拠を明らかにせず、又は偽ったまま債務の履行を迫り、又は債務を履行させること。			
	条例第18号第1項第6号に該当する不適正な取引行為				
1	不当な履行義務違反	履行期限が過ぎているにもかかわらず、消費者からの債務の完全な履行がない旨の申 出に対して、正当な理由なく契約に基づく債務の履行を遅延させ、又は拒否するこ と。			
	条例第18号第1項第7号に該当する不適正な取引行為				

1	加盟店管理義務違反	加盟店が不適正な取引行為を行っていることを知りながら、又は加盟店を適切に管理 していれば知り得たにもかかわらず、与信契約の締結を勧誘し、又は与信契約を締結 させること。
2	抗弁権接続の不当妨害	正当な根拠に基づき支払を拒否することができるにもかかわらず、電話、訪問その他 の手段を用いて不当に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
		条例第18号第1項第8号に該当する不適正な取引行為
1	クーリング・オフ妨害	クーリング・オフの権利の行使に際して、これを拒否し、又は威圧する等の手段を もって妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
2	クーリング・オフ妨害 (口頭行使)	クーリング・オフの権利の行使に際して、消費者の口頭による行使の事実を認めてお きながら、後に書面等によらないことを理由として契約の成立又は存続を強要するこ と。
3	クーリング・オフ妨害 (商品等の使用)	クーリング・オフの権利の行使に際して、消費者の自発的な意思によらない商品等の 使用又は債務の履行開始を理由として契約の成立又は存続を強要すること。
4	クーリング・オフ妨害 (手数料等の要求)	クーリング・オフの権利の行使に際して、損害賠償金、手数料、送料等法令上根拠の ない要求をして消費者の権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
5	継続的取引の中途解約 の拒否等	商品等の継続購入等の契約を締結した場合において、正当な根拠に基づく中途解約の 申出を不当に拒否し、不当な違約金を要求し、又は威迫する等により契約の存続を強 要すること。
6	解約手続の不実	解約に係る手続を著しく困難にし、又は制限する等の不実の手段を用いて契約の成立 や存続を強要すること。
7	解約後の義務不履行	クーリング・オフの権利の行使、申込みの撤回、契約の解除等が行われたにもかかわらず、返還義務、原状回復義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させること。

# 秋田市告示第262号

令和4年10月7日の「令和4年9月秋田市議会定例会」において認定を 経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和 4 年10月11日

# 令和3年度 一般会計歳入歳出決算書

# 歳 入

款	項	予算現額
		42, 512, 833, 000
	1 市民税	19, 243, 566, 000
	2 固定資産税	18, 792, 058, 000
	3 軽自動車税	844, 362, 000
	4 市たばこ税	2, 080, 736, 000
	5 鉱産税	6, 319, 000
	6 入湯税	31, 441, 000
	7 事業所税	1, 514, 351, 000
2 地方譲与税		1, 050, 726, 000
	1 地方揮発油讓与税	224, 471, 000
	2 自動車重量讓与税	675, 149, 000
	3 地方道路讓与税	1,000
	4 森林環境讓与税	97, 847, 000
	5 特別とん譲与税	23, 582, 000
	6 航空機燃料讓与税	29, 676, 000
3 利子割交付金		26, 285, 000
	1 利子割交付金	26, 285, 000
4 配当割交付金		86, 226, 000
	1 配当割交付金	86, 226, 000
5 株式等譲渡所得割交付金		52, 684, 000
	1 株式等譲渡所得割交付金	52, 684, 000
6 法人事業税交付金		705, 987, 000
	1 法人事業税交付金	705, 987, 000
7 地方消費税交付金		7, 911, 289, 000
	1 地方消費税交付金	7, 911, 289, 000
8 ゴルフ場利用税交付金		52, 470, 000
	1 ゴルフ場利用税交付金	52, 470, 000
9 環境性能割交付金		58, 513, 000
	1 環境性能割交付金	58, 513, 000

				(早位:円)
調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
44, 419, 334, 082	42, 810, 035, 866	115, 311, 200	1, 498, 524, 199	297, 202, 866
19, 751, 091, 217	19, 301, 515, 372	34, 634, 912	418, 845, 816	57, 949, 372
20, 103, 311, 551	19, 024, 720, 774	77, 806, 031	1, 001, 346, 146	232, 662, 774
863, 785, 979	836, 237, 781	2, 870, 257	24, 748, 841	△8, 124, 219
2, 101, 045, 689	2, 101, 045, 689	0	0	20, 309, 689
4, 131, 200	4, 131, 200	0	0	△2, 187, 800
34, 735, 950	34, 735, 950	0	0	3, 294, 950
1, 561, 232, 496	1, 507, 649, 100	0	53, 583, 396	△6, 701, 900
1, 057, 022, 059	1, 057, 022, 059	0	0	6, 296, 059
231, 658, 000	231, 658, 000	0	0	7, 187, 000
662, 347, 000	662, 347, 000	0	0	△12, 802, 000
3	3	0	0	△997
97, 810, 000	97, 810, 000	0	0	△37, 000
27, 285, 056	27, 285, 056	0	0	3, 703, 056
37, 922, 000	37, 922, 000	0	0	8, 246, 000
24, 957, 000	24, 957, 000	0	0	△1, 328, 000
24, 957, 000	24, 957, 000	0	0	△1, 328, 000
122, 606, 000	122, 606, 000	0	0	36, 380, 000
122, 606, 000	122, 606, 000	0	0	36, 380, 000
169, 273, 000	169, 273, 000	0	0	116, 589, 000
169, 273, 000	169, 273, 000	0	0	116, 589, 000
732, 726, 000	732, 726, 000	0	0	26, 739, 000
732, 726, 000	732, 726, 000	0	0	26, 739, 000
7, 881, 152, 000	7, 881, 152, 000	0	0	△30, 137, 000
7, 881, 152, 000	7, 881, 152, 000	0	0	△30, 137, 000
53, 348, 505	53, 348, 505	0	0	878, 505
53, 348, 505	53, 348, 505	0	0	878, 505
46, 425, 000	46, 425, 000	0	0	△12, 088, 000
46, 425, 000	46, 425, 000	0	0	△12, 088, 000

款	項	予算現額
10 国有提供施設等所在市助成交付金		3, 380, 000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	3, 380, 000
11 地方特例交付金		730, 188, 000
	1 地方特例交付金	325, 169, 000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補塡特別交付金	405, 019, 000
12 地方交付税		23, 079, 615, 000
	1 地方交付税	23, 079, 615, 000
13 交通安全対策特別交付金		63, 000, 000
	1 交通安全対策特別交付金	63, 000, 000
14 分担金及び負担金		499, 621, 000
	1 分担金	1, 750, 000
	2 負担金	497, 871, 000
15 使用料及び手数料		2, 332, 357, 000
	1 使用料	1, 140, 018, 000
	2 手数料	1, 192, 339, 000
16 国庫支出金		39, 848, 557, 000
	1 国庫負担金	20, 698, 568, 000
	2 国庫補助金	19, 090, 723, 000
	3 委託金	59, 266, 000
17 県支出金		11, 917, 360, 000
	1 県負担金	6, 443, 877, 000
	2 県補助金	4, 749, 641, 000
	3 委託金	723, 842, 000
18 財産収入		467, 757, 000
	1 財産運用収入	152, 756, 000
	2 財産売払収入	315, 001, 000
19 寄附金		805, 225, 000
	1 寄附金	805, 225, 000
20 繰入金		6, 347, 566, 000

				(早位: 门)
調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
3, 042, 000	3, 042, 000	0	0	△338, 000
3, 042, 000	3, 042, 000	0	0	△338, 000
730, 725, 000	730, 725, 000	0	0	537, 000
325, 169, 000	325, 169, 000	0	0	0
405, 556, 000	405, 556, 000	0	0	537, 000
23, 451, 860, 000	23, 451, 860, 000	0	0	372, 245, 000
23, 451, 860, 000	23, 451, 860, 000	0	0	372, 245, 000
61, 103, 000	61, 103, 000	0	0	△1,897,000
61, 103, 000	61, 103, 000	0	0	△1,897,000
537, 618, 028	490, 536, 892	1, 636, 618	45, 444, 518	△9, 084, 108
1, 750, 000	1, 750, 000	0	0	0
535, 868, 028	488, 786, 892	1, 636, 618	45, 444, 518	△9, 084, 108
2, 395, 276, 242	2, 231, 425, 891	3, 476, 301	160, 374, 050	△100, 931, 109
1, 208, 055, 627	1, 044, 205, 276	3, 476, 301	160, 374, 050	△95, 812, 724
1, 187, 220, 615	1, 187, 220, 615	0	0	△5, 118, 385
38, 713, 031, 126	37, 373, 732, 126	0	1, 339, 299, 000	△2, 474, 824, 874
20, 767, 388, 199	20, 767, 388, 199	0	0	68, 820, 199
17, 879, 159, 429	16, 539, 860, 429	0	1, 339, 299, 000	$\triangle 2,550,862,571$
66, 483, 498	66, 483, 498	0	0	7, 217, 498
11, 379, 647, 423	11, 292, 298, 527	0	87, 348, 896	△625, 061, 473
6, 344, 692, 364	6, 344, 692, 364	0	0	△99, 184, 636
4, 316, 787, 233	4, 229, 438, 337	0	87, 348, 896	△520, 202, 663
718, 167, 826	718, 167, 826	0	0	△5, 674, 174
489, 838, 916	488, 474, 510	966, 788	397, 618	20, 717, 510
154, 809, 695	153, 445, 289	966, 788	397, 618	689, 289
335, 029, 221	335, 029, 221	0	0	20, 028, 221
594, 071, 717	594, 071, 717	0	0	△211, 153, 283
594, 071, 717	594, 071, 717	0	0	△211, 153, 283
3, 197, 902, 905	3, 197, 902, 905	0	0	△3, 149, 663, 095

款	項	予算現額
	1 特別会計繰入金	235, 279, 000
	2 基金繰入金	6, 112, 287, 000
21 繰越金		2, 777, 211, 000
	1 繰越金	2, 777, 211, 000
22 諸収入		8, 373, 290, 000
	1 延滞金、加算金及び過料	50, 003, 000
	2 市預金利子	1,000
	3 貸付金元利収入	7, 129, 592, 000
	4 受託事業収入	28, 558, 000
	5 雑入	1, 165, 136, 000
23 市債		23, 448, 200, 000
	1 市債	23, 448, 200, 000
歳 入	合 計	173, 150, 340, 000

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
228, 956, 905	228, 956, 905	0	0	△6, 322, 095
2, 968, 946, 000	2, 968, 946, 000	0	0	△3, 143, 341, 000
2, 777, 211, 472	2, 777, 211, 472	0	0	472
2, 777, 211, 472	2, 777, 211, 472	0	0	472
8, 277, 525, 006	8, 096, 430, 649	6, 618, 532	174, 531, 174	△276, 859, 351
52, 357, 100	52, 412, 449	0	0	2, 409, 449
10, 190	10, 190	0	0	9, 190
6, 816, 241, 881	6, 812, 928, 413	0	3, 313, 468	△316, 663, 587
26, 159, 826	26, 159, 826	0	0	△2, 398, 174
1, 382, 756, 009	1, 204, 919, 771	6, 618, 532	171, 217, 706	39, 783, 771
17, 648, 400, 000	17, 648, 400, 000	0	0	△5, 799, 800, 000
17, 648, 400, 000	17, 648, 400, 000	0	0	△5, 799, 800, 000
164, 764, 096, 481	161, 334, 760, 119	128, 009, 439	3, 305, 919, 455	△11, 815, 579, 881

款	項	予算現額
1 議会費		644, 652, 000
	1 議会費	644, 652, 000
2 総務費		23, 220, 693, 000
	1 総務管理費	21, 175, 381, 000
	2 徴税費	961, 932, 000
	3 戸籍住民基本台帳費	715, 200, 000
	4 選挙費	222, 268, 000
	5 統計調査費	64, 720, 000
	6 監査委員費	81, 192, 000
3 民生費		62, 747, 029, 000
	1 社会福祉費	29, 582, 155, 000
	2 児童福祉費	23, 812, 776, 000
	3 生活保護費	9, 310, 562, 000
	4 国民年金費	33, 636, 000
	5 災害救助費	7, 900, 000
4 衛生費		14, 025, 284, 000
	1 環境衛生費	544, 397, 000
	2 保健所費	5, 602, 990, 000
	3 清掃費	5, 583, 238, 000
	4 病院費	1, 328, 045, 000
	5 上水道費	98, 079, 000
	6 食肉衛生検査所費	163, 928, 000
	7 母子衛生費	704, 607, 000
5 労働費		845, 960, 000
	1 労働諸費	845, 960, 000
6 農林水産業費		4, 437, 999, 000
	1 農業費	3, 532, 669, 000
	2 農業集落排水費	458, 591, 000
	3 林業費	446, 739, 000

予算現額と支出済額 との比較	不用額	翌年度繰越額	支出済額
6, 849, 076	6, 849, 076	0	637, 802, 924
6, 849, 076	6, 849, 076	0	637, 802, 924
2, 562, 643, 189	2, 248, 278, 189	314, 365, 000	20, 658, 049, 811
2, 379, 519, 556	2, 126, 648, 556	252, 871, 000	18, 795, 861, 444
16, 086, 148	16, 086, 148	0	945, 845, 852
149, 753, 867	92, 579, 867	57, 174, 000	565, 446, 133
10, 145, 170	10, 145, 170	0	212, 122, 830
4, 951, 563	631, 563	4, 320, 000	59, 768, 437
2, 186, 885	2, 186, 885	0	79, 005, 115
3, 065, 921, 422	1, 327, 690, 422	1, 738, 231, 000	59, 681, 107, 578
2, 207, 720, 458	573, 604, 458	1, 634, 116, 000	27, 374, 434, 542
759, 929, 015	655, 814, 015	104, 115, 000	23, 052, 846, 985
96, 679, 964	96, 679, 964	0	9, 213, 882, 036
391, 985	391, 985	0	33, 244, 015
1, 200, 000	1, 200, 000	0	6, 700, 000
319, 682, 869	309, 744, 869	9, 938, 000	13, 705, 601, 131
18, 230, 995	18, 230, 995	0	526, 166, 005
187, 401, 223	187, 401, 223	0	5, 415, 588, 777
73, 398, 235	63, 460, 235	9, 938, 000	5, 509, 839, 765
424, 476	424, 476	0	1, 327, 620, 524
0	0	0	98, 079, 000
2, 266, 956	2, 266, 956	0	161, 661, 044
37, 960, 984	37, 960, 984	0	666, 646, 016
14, 254, 181	14, 254, 181	0	831, 705, 819
14, 254, 181	14, 254, 181	0	831, 705, 819
1, 021, 958, 695	529, 878, 695	492, 080, 000	3, 416, 040, 305
957, 545, 895	497, 465, 895	460, 080, 000	2, 575, 123, 105
3, 761, 000	3, 761, 000	0	454, 830, 000
60, 651, 800	28, 651, 800	32, 000, 000	386, 087, 200

款	項	予算現額
7 商工費		10, 128, 960, 000
	1 商工費	10, 128, 960, 000
8 土木費		22, 998, 386, 000
	1 土木管理費	306, 868, 000
	2 道路橋りょう費	9, 008, 462, 000
	3 河川費	1, 026, 363, 000
	4 港湾費	239, 844, 000
	5 都市計画費	7, 391, 312, 000
	6 下水道費	4, 119, 363, 000
	7 住宅費	906, 174, 000
9 消防費		3, 831, 308, 000
	1 消防費	3, 831, 308, 000
10 教育費		16, 606, 229, 000
	1 教育総務費	1, 839, 116, 000
	2 小学校費	4, 433, 883, 000
	3 中学校費	3, 753, 423, 000
	4 高等学校費	1, 002, 069, 000
	5 幼稚園費	469, 491, 000
	6 社会教育費	2, 865, 682, 000
	7 保健体育費	686, 057, 000
	8 専修学校費	161, 945, 000
	9 大学費	1, 394, 563, 000
11 災害復旧費		589, 541, 000
	1 農林水産施設災害復旧費	537, 538, 000
	2 公共土木施設災害復旧費	52, 001, 000
	3 教育施設災害復旧費	2,000
12 公債費		13, 037, 681, 000
	1 公債費	13, 037, 681, 000
13 諸支出金		1,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
9, 648, 517, 314	0	480, 442, 686	480, 442, 686
9, 648, 517, 314	0	480, 442, 686	480, 442, 686
19, 329, 694, 461	2, 645, 918, 000	1, 022, 773, 539	3, 668, 691, 539
301, 993, 061	0	4, 874, 939	4, 874, 939
7, 668, 310, 666	553, 936, 000	786, 215, 334	1, 340, 151, 334
722, 088, 091	268, 443, 000	35, 831, 909	304, 274, 909
130, 753, 116	85, 541, 000	23, 549, 884	109, 090, 884
5, 503, 133, 302	1, 737, 998, 000	150, 180, 698	1, 888, 178, 698
4, 119, 363, 000	0	0	0
884, 053, 225	0	22, 120, 775	22, 120, 775
3, 650, 566, 404	119, 151, 000	61, 590, 596	180, 741, 596
3, 650, 566, 404	119, 151, 000	61, 590, 596	180, 741, 596
14, 402, 791, 818	1, 533, 664, 000	669, 773, 182	2, 203, 437, 182
1, 768, 962, 358	0	70, 153, 642	70, 153, 642
3, 425, 238, 801	790, 759, 000	217, 885, 199	1, 008, 644, 199
2, 918, 801, 648	632, 514, 000	202, 107, 352	834, 621, 352
946, 529, 606	40, 380, 000	15, 159, 394	55, 539, 394
442, 741, 026	0	26, 749, 974	26, 749, 974
2, 694, 146, 342	70, 011, 000	101, 524, 658	171, 535, 658
654, 103, 124	0	31, 953, 876	31, 953, 876
159, 723, 425	0	2, 221, 575	2, 221, 575
1, 392, 545, 488	0	2, 017, 512	2, 017, 512
265, 529, 508	275, 443, 000	48, 568, 492	324, 011, 492
216, 950, 564	275, 443, 000	45, 144, 436	320, 587, 436
48, 578, 944	0	3, 422, 056	3, 422, 056
0	0	2, 000	2, 000
13, 009, 438, 990	0	28, 242, 010	28, 242, 010
13, 009, 438, 990	0	28, 242, 010	28, 242, 010
0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額
	1 雑支出	1,000
14 予備費		36, 617, 000
	1 予備費	36, 617, 000
歳出	合 計	173, 150, 340, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
0	0	1,000	1,000
0	0	36, 617, 000	36, 617, 000
0	0	36, 617, 000	36, 617, 000
159, 236, 846, 063	7, 128, 790, 000	6, 784, 703, 937	13, 913, 493, 937

歳入歳出差引残額 2,097,914,056円

#### 令和3年度 土地区画整理会計歳入歳出決算書

款	項	予算現額
1 国庫支出金		1, 742, 495, 000
	1 国庫補助金	1, 742, 495, 000
2 財産収入		1,000
	1 財産売払収入	1,000
3 繰入金		1, 783, 342, 000
	1 一般会計繰入金	1, 783, 342, 000
4 繰越金		74, 286, 000
	1 繰越金	74, 286, 000
歳入	금 計	3, 600, 124, 000

(単位:円)

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
1, 786, 867, 000	1, 324, 400, 000	0	462, 467, 000	△418, 095, 000
1, 786, 867, 000	1, 324, 400, 000	0	462, 467, 000	△418, 095, 000
1, 546, 464	1, 546, 464	0	0	1, 545, 464
1, 546, 464	1, 546, 464	0	0	1, 545, 464
1, 782, 721, 047	1, 367, 281, 047	0	415, 440, 000	△416, 060, 953
1, 782, 721, 047	1, 367, 281, 047	0	415, 440, 000	△416, 060, 953
366, 272, 514	366, 272, 514	0	0	291, 986, 514
366, 272, 514	366, 272, 514	0	0	291, 986, 514
3, 937, 407, 025	3, 059, 500, 025	0	877, 907, 000	△540, 623, 975

款	項	予算現額
1 事業費		3, 597, 624, 000
	1 土地区画整理費	3, 597, 624, 000
2 公債費		1, 500, 000
	1 公債費	1, 500, 000
3 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳出	合 計	3, 600, 124, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
2, 742, 162, 281	830, 881, 000	24, 580, 719	855, 461, 719
2, 742, 162, 281	830, 881, 000	24, 580, 719	855, 461, 719
12, 468	0	1, 487, 532	1, 487, 532
12, 468	0	1, 487, 532	1, 487, 532
0	0	1, 000, 000	1, 000, 000
0	0	1, 000, 000	1, 000, 000
2, 742, 174, 749	830, 881, 000	27, 068, 251	857, 949, 251

歳入歳出差引残額

317, 325, 276円

#### 令和3年度 市有林会計歲入歲出決算書

款	項	予算現額
1 県支出金		34, 056, 000
	1 県補助金	34, 056, 000
2 財産収入		22, 050, 000
	1 財産運用収入	2, 441, 000
	2 財産売払収入	19, 022, 000
	3 分収林収入	587, 000
3 繰入金		157, 671, 000
	1 一般会計繰入金	157, 671, 000
4 繰越金		5, 000, 000
	1 繰越金	5, 000, 000
5 諸収入		186, 000
	1 雑入	186, 000
歳入	合 計	218, 963, 000

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
18, 119, 503	18, 119, 503	0	0	△15, 936, 497
18, 119, 503	18, 119, 503	0	0	△15, 936, 497
50, 793, 092	50, 793, 092	0	0	28, 743, 092
1, 903, 429	1, 903, 429	0	0	△537, 571
48, 057, 723	48, 057, 723	0	0	29, 035, 723
831, 940	831, 940	0	0	244, 940
141, 590, 000	141, 590, 000	0	0	△16, 081, 000
141, 590, 000	141, 590, 000	0	0	△16, 081, 000
5, 000, 991	5, 000, 991	0	0	991
5, 000, 991	5, 000, 991	0	0	991
1, 423, 558	1, 423, 558	0	0	1, 237, 558
1, 423, 558	1, 423, 558	0	0	1, 237, 558
216, 927, 144	216, 927, 144	0	0	△2, 035, 856

款	項	予算現額
1 総務費		28, 702, 000
	1 総務管理費	28, 702, 000
2 事業費		60, 563, 000
	1 造林事業費	60, 563, 000
3 公債費		128, 347, 000
	1 公債費	128, 347, 000
4 諸支出金		1, 151, 000
	1 分収交付金	1, 151, 000
5 予備費		200, 000
	1 予備費	200, 000
歳出	合 計	218, 963, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額 との比較
27, 995, 136	0	706, 864	706, 864
27, 995, 136	0	706, 864	706, 864
31, 015, 114	0	29, 547, 886	29, 547, 886
31, 015, 114	0	29, 547, 886	29, 547, 886
128, 148, 289	0	198, 711	198, 711
128, 148, 289	0	198, 711	198, 711
1, 024, 741	0	126, 259	126, 259
1, 024, 741	0	126, 259	126, 259
0	0	200,000	200, 000
0	0	200,000	200, 000
188, 183, 280	0	30, 779, 720	30, 779, 720

歳入歳出差引残額

28, 743, 864円

#### 令和3年度 市営墓地会計歳入歳出決算書

款	項	予算現額
1 使用料及び手数料		59, 756, 000
	1 使用料	38, 412, 000
	2 手数料	21, 344, 000
2 繰越金		7, 337, 000
	1 繰越金	7, 337, 000
3 諸収入		533, 000
	1 雑入	533, 000
歳入	合 計	67, 626, 000

(単位:円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
61, 889, 176	61, 884, 000	0	5, 176	2, 128, 000
40, 357, 060	40, 357, 060	0	0	1, 945, 060
21, 532, 116	21, 526, 940	0	5, 176	182, 940
7, 337, 356	7, 337, 356	0	0	356
7, 337, 356	7, 337, 356	0	0	356
598, 736	598, 736	0	0	65, 736
598, 736	598, 736	0	0	65, 736
69, 825, 268	69, 820, 092	0	5, 176	2, 194, 092

款	項	予算現額
1 総務費		67, 426, 000
	1 総務管理費	56, 483, 000
	2 一般会計繰出金	10, 943, 000
2 公債費		100,000
	1 公債費	100, 000
3 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出	合 計	67, 626, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
57, 984, 668	0	9, 441, 332	9, 441, 332
47, 041, 668	0	9, 441, 332	9, 441, 332
10, 943, 000	0	0	0
0	0	100,000	100, 000
0	0	100,000	100, 000
0	0	100,000	100, 000
0	0	100,000	100, 000
57, 984, 668	0	9, 641, 332	9, 641, 332

歳入歳出差引残額 11,835,424円

#### 令和3年度 中央卸売市場会計歳入歳出決算書

款	項	予算現額
1 使用料及び手数料		18, 709, 000
	1 使用料	18, 709, 000
2 繰入金		31, 675, 000
	1 一般会計繰入金	31, 675, 000
3 繰越金		1, 000, 000
	1 繰越金	1, 000, 000
4 諸収入		20, 714, 000
	1 貸付金元利収入	16, 001, 000
	2 雑入	4, 713, 000
歳	合 計	72, 098, 000

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
19, 584, 085	19, 584, 085	0	0	875, 085
19, 584, 085	19, 584, 085	0	0	875, 085
28, 449, 000	28, 449, 000	0	0	△3, 226, 000
28, 449, 000	28, 449, 000	0	0	△3, 226, 000
1, 000, 149	1, 000, 149	0	0	149
1, 000, 149	1, 000, 149	0	0	149
21, 189, 067	21, 189, 067	0	0	475, 067
16, 000, 318	16, 000, 318	0	0	△682
5, 188, 749	5, 188, 749	0	0	475, 749
70, 222, 301	70, 222, 301	0	0	△1, 875, 699

款	項	予 算 現 額
1 総務費		66, 960, 000
	1 総務管理費	66, 960, 000
2 事業費		2, 604, 000
	1 中央卸売市場施設整備費	2, 604, 000
3 公債費		2, 434, 000
	1 公債費	2, 434, 000
4 予備費		100,000
	1 予備費	100, 000
歳出	合 計	72, 098, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
64, 441, 904	0	2, 518, 096	2, 518, 096
64, 441, 904	0	2, 518, 096	2, 518, 096
2, 546, 600	0	57, 400	57, 400
2, 546, 600	0	57, 400	57, 400
2, 233, 703	0	200, 297	200, 297
2, 233, 703	0	200, 297	200, 297
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
69, 222, 207	0	2, 875, 793	2, 875, 793

歳入歳出差引残額

1,000,094円

#### 令和3年度 公設地方卸売市場会計歳入歳出決算書

款	項	予算現額
1 使用料及び手数料		145, 971, 000
	1 使用料	145, 970, 000
	2 手数料	1,000
2 財産収入		872, 000
	1 財産運用収入	872, 000
3 繰入金		87, 954, 000
	1 一般会計繰入金	87, 954, 000
4 繰越金		2, 000, 000
	1 繰越金	2, 000, 000
5 諸収入		161, 469, 000
	1 貸付金元利収入	64, 006, 000
	2 雑入	97, 463, 000
歳入	合 計	398, 266, 000

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
143, 391, 020	143, 342, 341	0	48, 679	△2, 628, 659
143, 388, 020	143, 339, 341	0	48, 679	△2, 630, 659
3, 000	3,000	0	0	2,000
872, 800	872, 800	0	0	800
872, 800	872, 800	0	0	800
79, 220, 000	79, 220, 000	0	0	△8, 734, 000
79, 220, 000	79, 220, 000	0	0	△8, 734, 000
14, 259, 975	14, 259, 975	0	0	12, 259, 975
14, 259, 975	14, 259, 975	0	0	12, 259, 975
150, 048, 526	149, 917, 314	0	131, 212	△11, 551, 686
64, 001, 277	64, 001, 277	0	0	△4, 723
86, 047, 249	85, 916, 037	0	131, 212	△11, 546, 963
387, 792, 321	387, 612, 430	0	179, 891	△10, 653, 570

款	項	予算現額
1 総務費		289, 369, 000
	1 総務管理費	289, 369, 000
2 事業費		52, 006, 000
	1 地方卸売市場施設整備費	52, 006, 000
3 公債費		56, 491, 000
	1 公債費	56, 491, 000
4 予備費		400,000
	1 予備費	400, 000
歳出	合 計	398, 266, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
266, 508, 494	0	22, 860, 506	22, 860, 506
266, 508, 494	0	22, 860, 506	22, 860, 506
51, 325, 200	0	680, 800	680, 800
51, 325, 200	0	680, 800	680, 800
55, 519, 212	0	971, 788	971, 788
55, 519, 212	0	971, 788	971, 788
0	0	400,000	400,000
0	0	400,000	400,000
373, 352, 906	0	24, 913, 094	24, 913, 094

歳入歳出差引残額

14, 259, 524円

#### 令和3年度 大森山動物園会計歳入歳出決算書

款	項	予 算 現 額
1 使用料及び手数料		86, 924, 000
	1 使用料	86, 924, 000
2 財産収入		1, 972, 000
	1 財産運用収入	1, 972, 000
3 寄附金		255, 000
	1 寄附金	255, 000
4 繰入金		427, 837, 000
	1 一般会計繰入金	427, 837, 000
5 繰越金		21,001,000
	1 繰越金	21, 001, 000
6 諸収入		17, 714, 000
	1 雑入	17, 714, 000
7 市債		14, 000, 000
	1 市債	14, 000, 000
歳	合 計	569, 703, 000

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
70, 862, 527	70, 862, 527	0	0	△16, 061, 473
70, 862, 527	70, 862, 527	0	0	△16, 061, 473
2, 066, 609	2, 066, 609	0	0	94, 609
2, 066, 609	2, 066, 609	0	0	94, 609
302, 189	302, 189	0	0	47, 189
302, 189	302, 189	0	0	47, 189
352, 455, 000	352, 455, 000	0	0	△75, 382, 000
352, 455, 000	352, 455, 000	0	0	△75, 382, 000
21, 001, 383	21, 001, 383	0	0	383
21, 001, 383	21, 001, 383	0	0	383
42, 524, 712	42, 524, 712	0	0	24, 810, 712
42, 524, 712	42, 524, 712	0	0	24, 810, 712
12, 100, 000	12, 100, 000	0	0	△1, 900, 000
12, 100, 000	12, 100, 000	0	0	△1, 900, 000
501, 312, 420	501, 312, 420	0	0	△68, 390, 580

款	項	予算現額
1 総務費		504, 762, 000
	1 総務管理費	504, 762, 000
2 事業費		30, 778, 000
	1 動物園施設整備費	30, 778, 000
3 公債費		34, 063, 000
	1 公債費	34, 063, 000
4 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出	合 計	569, 703, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
430, 866, 840	12, 171, 000	61, 724, 160	73, 895, 160
430, 866, 840	12, 171, 000	61, 724, 160	73, 895, 160
27, 143, 600	0	3, 634, 400	3, 634, 400
27, 143, 600	0	3, 634, 400	3, 634, 400
31, 129, 665	0	2, 933, 335	2, 933, 335
31, 129, 665	0	2, 933, 335	2, 933, 335
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
489, 140, 105	12, 171, 000	68, 391, 895	80, 562, 895

歳入歳出差引残額 12,172,315円

#### 令和3年度 廃棄物発電会計歳入歳出決算書

款	項	予算現額
1 発電収入		287, 765, 000
	1 発電収入	287, 765, 000
2 繰入金		6, 600, 000
	1 一般会計繰入金	6, 600, 000
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		0
	1 雑入	0
歳入	合 計	294, 366, 000

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
280, 362, 770	280, 362, 770	0	0	△7, 402, 230
280, 362, 770	280, 362, 770	0	0	△7, 402, 230
6, 600, 000	6, 600, 000	0	0	0
6, 600, 000	6, 600, 000	0	0	0
1,864	1, 864	0	0	864
1,864	1, 864	0	0	864
15, 420	15, 420	0	0	15, 420
15, 420	15, 420	0	0	15, 420
286, 980, 054	286, 980, 054	0	0	△7, 385, 946

款	項	予算現額
1 総務費		75, 102, 000
	1 総務管理費	75, 102, 000
2 繰出金		219, 064, 000
	1 一般会計繰出金	219, 064, 000
3 公債費		200, 000
	1 公債費	200, 000
歳出	合 計	294, 366, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
74, 236, 900	0	865, 100	865, 100
74, 236, 900	0	865, 100	865, 100
212, 742, 000	0	6, 322, 000	6, 322, 000
212, 742, 000	0	6, 322, 000	6, 322, 000
0	0	200, 000	200, 000
0	0	200, 000	200, 000
286, 978, 900	0	7, 387, 100	7, 387, 100

歳入歳出差引残額

1,154円

#### 令和3年度 病院事業債管理会計歳入歳出決算書

款	項	予算現額
1 分担金及び負担金		117, 097, 000
	1 負担金	117, 097, 000
2 諸収入		147, 404, 000
	1 貸付金元利収入	147, 404, 000
3 市債		8, 546, 600, 000
	1 市債	8, 546, 600, 000
歳入	合 計	8, 811, 101, 000

(単位:円)

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
117, 096, 206	117, 096, 206	0	0	△794
117, 096, 206	117, 096, 206	0	0	△794
147, 403, 291	147, 403, 291	0	0	△709
147, 403, 291	147, 403, 291	0	0	△709
5, 185, 900, 000	5, 185, 900, 000	0	0	△3, 360, 700, 000
5, 185, 900, 000	5, 185, 900, 000	0	0	△3, 360, 700, 000
5, 450, 399, 497	5, 450, 399, 497	0	0	△3, 360, 701, 503

# 歳 出

款	項	予算現額
1 市立秋田総合病院貸付金		8, 546, 600, 000
	1 市立秋田総合病院貸付金	8, 546, 600, 000
2 公債費		264, 501, 000
	1 公債費	264, 501, 000
歳出	合 計	8, 811, 101, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
5, 185, 900, 000	3, 270, 500, 000	90, 200, 000	3, 360, 700, 000
5, 185, 900, 000	3, 270, 500, 000	90, 200, 000	3, 360, 700, 000
264, 499, 497	0	1, 503	1, 503
264, 499, 497	0	1, 503	1, 503
5, 450, 399, 497	3, 270, 500, 000	90, 201, 503	3, 360, 701, 503

歳入歳出差引残額

0円

## 令和3年度 学校給食費会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額
1 給食費収入		1, 292, 008, 000
	1 給食費収入	1, 292, 008, 000
2 繰入金		89, 846, 000
	1 一般会計繰入金	89, 846, 000
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		1,000
	1 雑入	1,000
歳入	合 計	1, 381, 856, 000

(単位:円)

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
1, 212, 969, 095	1, 211, 938, 336	0	1, 042, 195	△80, 069, 664
1, 212, 969, 095	1, 211, 938, 336	0	1, 042, 195	△80, 069, 664
89, 464, 789	89, 464, 789	0	0	△381, 211
89, 464, 789	89, 464, 789	0	0	△381, 211
513, 664	513, 664	0	0	512, 664
513, 664	513, 664	0	0	512, 664
618, 040	618, 040	0	0	617, 040
618, 040	618, 040	0	0	617, 040
1, 303, 565, 588	1, 302, 534, 829	0	1, 042, 195	△79, 321, 171

# 歳 出

款	項	予算現額
1 総務費		1, 379, 856, 000
	1 総務管理費	1, 379, 856, 000
2 公債費		500,000
	1 公債費	500, 000
3 予備費		1, 500, 000
	1 予備費	1, 500, 000
歳出	合 計	1, 381, 856, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
1, 301, 784, 674	0	78, 071, 326	78, 071, 326
1, 301, 784, 674	0	78, 071, 326	78, 071, 326
9, 378	0	490, 622	490, 622
9, 378	0	490, 622	490, 622
0	0	1, 500, 000	1, 500, 000
0	0	1, 500, 000	1, 500, 000
1, 301, 794, 052	0	80, 061, 948	80, 061, 948

歳入歳出差引残額

740,777円

## 令和3年度 国民健康保険事業会計(事業勘定)歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予 算 現 額
1 国民健康保険税		4, 995, 858, 000
	1 国民健康保険税	4, 995, 858, 000
2 使用料及び手数料		1,000
	1 手数料	1,000
3 国庫支出金		113, 000
	1 国庫補助金	113, 000
4 県支出金		23, 038, 817, 000
	1 県補助金	23, 038, 816, 000
	2 財政安定化基金支出金	1,000
5 財産収入		492, 000
	1 財産運用収入	492, 000
6 繰入金		2, 585, 333, 000
	1 一般会計繰入金	2, 585, 332, 000
	2 基金繰入金	1,000
7 繰越金		200, 273, 000
	1 繰越金	200, 273, 000
8 諸収入		15, 766, 000
	1 延滞金、加算金及び過料	1, 415, 000
	2 雑入	14, 351, 000
9 市債		1,000
	1 財政安定化基金貸付金	1,000
歳入	合 計	30, 836, 654, 000

				→ 655 × 11 de 1 > 45 de 1
調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
7, 442, 628, 677	5, 013, 942, 613	252, 372, 513	2, 180, 327, 109	18, 084, 613
7, 442, 628, 677	5, 013, 942, 613	252, 372, 513	2, 180, 327, 109	18, 084, 613
4, 200	4, 200	0	0	3, 200
4, 200	4, 200	0	0	3, 200
23, 295, 000	23, 295, 000	0	0	23, 182, 000
23, 295, 000	23, 295, 000	0	0	23, 182, 000
22, 822, 406, 389	22, 822, 406, 389	0	0	△216, 410, 611
22, 822, 406, 389	22, 822, 406, 389	0	0	△216, 409, 611
0	0	0	0	△1,000
491, 473	491, 473	0	0	△527
491, 473	491, 473	0	0	△527
2, 554, 251, 015	2, 554, 251, 015	0	0	△31, 081, 985
2, 554, 251, 015	2, 554, 251, 015	0	0	△31, 080, 985
0	0	0	0	△1,000
268, 244, 551	268, 244, 551	0	0	67, 971, 551
268, 244, 551	268, 244, 551	0	0	67, 971, 551
24, 827, 264	19, 324, 400	240, 717	5, 262, 147	3, 558, 400
6, 562, 100	6, 562, 100	0	0	5, 147, 100
18, 265, 164	12, 762, 300	240, 717	5, 262, 147	△1, 588, 700
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
33, 136, 148, 569	30, 701, 959, 641	252, 613, 230	2, 185, 589, 256	△134, 694, 359

## 歳 出

款	項	予算現額
1 総務費		222, 704, 000
	1 総務管理費	118, 019, 000
	2 徴税費	101, 347, 000
	3 運営協議会費	224, 000
	4 収納率向上特別対策事業費	3, 114, 000
2 保険給付費		22, 790, 507, 000
	1 療養諸費	19, 756, 668, 000
	2 高額療養費	2, 954, 689, 000
	3 移送費	2,000
	4 出産育児諸費	55, 468, 000
	5 葬祭諸費	23, 650, 000
	6 傷病手当金	30,000
3 国民健康保険事業費納付金		7, 253, 214, 000
	1 医療給付費分	5, 171, 500, 000
	2 後期高齢者支援金等分	1, 617, 906, 000
	3 介護納付金分	463, 808, 000
4 共同事業拠出金		20, 000
	1 共同事業拠出金	20, 000
5 保健事業費		288, 550, 000
	1 特定健康診査等事業費	188, 997, 000
	2 保健事業費	99, 553, 000
6 基金積立金		200, 492, 000
	1 基金積立金	200, 492, 000
7 公債費		3, 000, 000
	1 公債費	3, 000, 000
8 諸支出金		28, 167, 000
	1 償還金及び還付加算金	28, 115, 000
	2 一部負担金	1,000
	3 一般会計繰出金	51,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
209, 017, 588	0	13, 686, 412	13, 686, 412
115, 991, 600	0	2, 027, 400	2, 027, 400
90, 047, 041	0	11, 299, 959	11, 299, 959
176, 000	0	48, 000	48, 000
2, 802, 947	0	311, 053	311, 053
22, 061, 949, 983	0	728, 557, 017	728, 557, 017
19, 154, 067, 651	0	602, 600, 349	602, 600, 349
2, 846, 790, 291	0	107, 898, 709	107, 898, 709
0	0	2,000	2,000
38, 462, 687	0	17, 005, 313	17, 005, 313
22, 600, 000	0	1, 050, 000	1, 050, 000
29, 354	0	646	646
7, 253, 209, 702	0	4, 298	4, 298
5, 171, 498, 294	0	1,706	1,706
1, 617, 904, 176	0	1,824	1,824
463, 807, 232	0	768	768
614	0	19, 386	19, 386
614	0	19, 386	19, 386
259, 290, 038	0	29, 259, 962	29, 259, 962
168, 050, 437	0	20, 946, 563	20, 946, 563
91, 239, 601	0	8, 313, 399	8, 313, 399
200, 492, 000	0	0	0
200, 492, 000	0	0	0
187	0	2, 999, 813	2, 999, 813
187	0	2, 999, 813	2, 999, 813
25, 379, 205	0	2, 787, 795	2, 787, 795
25, 328, 300	0	2, 786, 700	2, 786, 700
0	0	1,000	1,000
50, 905	0	95	95

款	項	予算現額
9 予備費		50, 000, 000
	1 予備費	50, 000, 000
歳 出	合 計	30, 836, 654, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
0	0	50, 000, 000	50, 000, 000
0	0	50, 000, 000	50, 000, 000
30, 009, 339, 317	0	827, 314, 683	827, 314, 683

歳入歳出差引残額 692,620,324円

## 令和3年度 母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額
1 繰入金		4, 382, 000
	1 一般会計繰入金	4, 382, 000
2 繰越金		12, 023, 000
	1 繰越金	12, 023, 000
3 諸収入		23, 363, 000
	1 貸付金元利収入	23, 362, 000
	2 雑入	1,000
歳	合 計	39, 768, 000

(単位:円)

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
3, 029, 232	3, 029, 232	0	0	$\triangle 1, 352, 768$
3, 029, 232	3, 029, 232	0	0	△1, 352, 768
37, 229, 858	37, 229, 858	0	0	25, 206, 858
37, 229, 858	37, 229, 858	0	0	25, 206, 858
67, 727, 727	33, 339, 350	0	34, 388, 377	9, 976, 350
67, 204, 027	33, 113, 750	0	34, 090, 277	9, 751, 750
523, 700	225, 600	0	298, 100	224, 600
107, 986, 817	73, 598, 440	0	34, 388, 377	33, 830, 440

## 歳 出

款	項	予算現額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		27, 244, 000
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	27, 244, 000
2 公債費		7, 303, 000
	1 公債費	500,000
	2 償還金	6, 803, 000
3 諸支出金		5, 221, 000
	1 一般会計繰出金	5, 221, 000
歳出	合 計	39, 768, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額 との比較
4, 137, 555	0	23, 106, 445	23, 106, 445
4, 137, 555	0	23, 106, 445	23, 106, 445
6, 802, 405	0	500, 595	500, 595
0	0	500, 000	500,000
6, 802, 405	0	595	595
5, 221, 000	0	0	0
5, 221, 000	0	0	0
16, 160, 960	0	23, 607, 040	23, 607, 040

歳入歳出差引残額

57, 437, 480円

## 令和3年度 介護保険事業会計(保険事業勘定) 歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予 算 現 額
1 保険料		6, 789, 255, 000
	1 介護保険料	6, 789, 255, 000
2 手数料		1,000
	1 手数料	1,000
3 国庫支出金		7, 322, 762, 000
	1 国庫負担金	5, 312, 230, 000
	2 国庫補助金	2, 010, 532, 000
4 支払基金交付金		8, 150, 395, 000
	1 支払基金交付金	8, 150, 395, 000
5 県支出金		4, 423, 979, 000
	1 県負担金	4, 211, 818, 000
	2 県補助金	212, 161, 000
6 財産収入		1, 831, 000
	1 基金運用収入	1, 831, 000
7 繰入金		4, 746, 904, 000
	1 一般会計繰入金	4, 746, 904, 000
	2 基金繰入金	0
8 繰越金		412, 232, 000
	1 繰越金	412, 232, 000
9 諸収入		74, 000
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000
	2 雑入	73, 000
歳	合 計	31, 847, 433, 000

				(1 = 11)
調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
6, 932, 205, 177	6, 742, 442, 943	62, 456, 860	132, 106, 662	△46, 812, 057
6, 932, 205, 177	6, 742, 442, 943	62, 456, 860	132, 106, 662	△46, 812, 057
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
7, 674, 942, 848	7, 674, 942, 848	0	0	352, 180, 848
5, 341, 011, 113	5, 341, 011, 113	0	0	28, 781, 113
2, 333, 931, 735	2, 333, 931, 735	0	0	323, 399, 735
8, 101, 390, 000	8, 101, 390, 000	0	0	△49, 005, 000
8, 101, 390, 000	8, 101, 390, 000	0	0	△49, 005, 000
4, 404, 055, 840	4, 404, 055, 840	0	0	△19, 923, 160
4, 192, 243, 213	4, 192, 243, 213	0	0	△19, 574, 787
211, 812, 627	211, 812, 627	0	0	△348, 373
1, 830, 045	1, 830, 045	0	0	△955
1, 830, 045	1, 830, 045	0	0	△955
4, 652, 825, 238	4, 652, 825, 238	0	0	△94, 078, 762
4, 652, 825, 238	4, 652, 825, 238	0	0	△94, 078, 762
0	0	0	0	0
884, 244, 158	884, 244, 158	0	0	472, 012, 158
884, 244, 158	884, 244, 158	0	0	472, 012, 158
15, 209, 683	15, 089, 133	0	120, 550	15, 015, 133
783, 400	783, 400	0	0	782, 400
14, 426, 283	14, 305, 733	0	120, 550	14, 232, 733
32, 666, 702, 989	32, 476, 820, 205	62, 456, 860	132, 227, 212	629, 387, 205

## 歳 出

款	項	予算現額
1 総務費		374, 053, 000
	1 総務管理費	374, 053, 000
2 保険給付費		29, 304, 773, 000
	1 介護サービス等諸費	26, 759, 345, 000
	2 介護予防サービス等諸費	574, 259, 000
	3 高額介護サービス等費	829, 096, 000
	4 特定入所者介護サービス等費	1, 104, 894, 000
	5 その他諸費	37, 179, 000
3 地域支援事業費		1, 425, 466, 000
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	836, 387, 000
	2 一般介護予防事業費	40, 025, 000
	3 包括的支援事業・任意事業費	543, 575, 000
	4 その他諸費	5, 479, 000
4 保健福祉事業費		18, 023, 000
	1 保健福祉事業費	18, 023, 000
5 基金積立金		601, 831, 000
	1 基金積立金	601, 831, 000
6 公債費		1, 000, 000
	1 公債費	1, 000, 000
7 諸支出金		112, 298, 000
	1 償還金及び還付加算金	112, 298, 000
8 予備費		9, 989, 000
	1 予備費	9, 989, 000
歳出	合 計	31, 847, 433, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
340, 623, 824	0	33, 429, 176	33, 429, 176
340, 623, 824	0	33, 429, 176	33, 429, 176
29, 015, 493, 846	0	289, 279, 154	289, 279, 154
26, 554, 138, 409	0	205, 206, 591	205, 206, 591
569, 057, 457	0	5, 201, 543	5, 201, 543
769, 449, 756	0	59, 646, 244	59, 646, 244
1, 085, 971, 202	0	18, 922, 798	18, 922, 798
36, 877, 022	0	301, 978	301, 978
1, 367, 982, 079	0	57, 483, 921	57, 483, 921
802, 067, 946	0	34, 319, 054	34, 319, 054
36, 730, 679	0	3, 294, 321	3, 294, 321
524, 237, 968	0	19, 337, 032	19, 337, 032
4, 945, 486	0	533, 514	533, 514
15, 168, 972	0	2, 854, 028	2, 854, 028
15, 168, 972	0	2, 854, 028	2, 854, 028
601, 831, 000	0	0	0
601, 831, 000	0	0	0
3, 981	0	996, 019	996, 019
3, 981	0	996, 019	996, 019
111, 310, 661	0	987, 339	987, 339
111, 310, 661	0	987, 339	987, 339
0	0	9, 989, 000	9, 989, 000
0	0	9, 989, 000	9, 989, 000
31, 452, 414, 363	0	395, 018, 637	395, 018, 637

歳入歳出差引残額 1,024,405,842円

### 令和3年度 後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額
1 後期高齢者医療保険料		2, 997, 453, 000
	1 後期高齢者医療保険料	2, 997, 453, 000
2 使用料及び手数料		1,000
	1 手数料	1,000
3 繰入金		873, 649, 000
	1 一般会計繰入金	873, 649, 000
4 繰越金		12, 743, 000
	1 繰越金	12, 743, 000
5 諸収入		10, 815, 000
	1 延滞金、加算金及び過料	563, 000
	2 償還金及び還付加算金	10, 200, 000
	3 雑入	52, 000
歳入	合 計	3, 894, 661, 000

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
3, 026, 164, 976	2, 990, 779, 280	3, 527, 606	35, 010, 490	△6, 673, 720
3, 026, 164, 976	2, 990, 779, 280	3, 527, 606	35, 010, 490	△6, 673, 720
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
873, 648, 175	873, 648, 175	0	0	△825
873, 648, 175	873, 648, 175	0	0	△825
44, 372, 144	44, 372, 144	0	0	31, 629, 144
44, 372, 144	44, 372, 144	0	0	31, 629, 144
4, 665, 100	4, 665, 100	0	0	△6, 149, 900
610, 300	610, 300	0	0	47, 300
4, 001, 800	4,001,800	0	0	△6, 198, 200
53, 000	53, 000	0	0	1,000
3, 948, 850, 395	3, 913, 464, 699	3, 527, 606	35, 010, 490	18, 803, 699

# 歳 出

款	項	予算現額
1 総務費		64, 696, 000
	1 総務管理費	27, 047, 000
	2 徴収費	37, 649, 000
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3, 809, 565, 000
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3, 809, 565, 000
3 公債費		200, 000
	1 公債費	200, 000
4 諸支出金		10, 200, 000
	1 償還金及び還付加算金	10, 200, 000
5 予備費		10, 000, 000
	1 予備費	10, 000, 000
歳出	合 計	3, 894, 661, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
55, 253, 124	2, 263, 000	7, 179, 876	9, 442, 876
25, 592, 896	0	1, 454, 104	1, 454, 104
29, 660, 228	2, 263, 000	5, 725, 772	7, 988, 772
3, 799, 952, 677	0	9, 612, 323	9, 612, 323
3, 799, 952, 677	0	9, 612, 323	9, 612, 323
1, 266	0	198, 734	198, 734
1, 266	0	198, 734	198, 734
4, 014, 000	0	6, 186, 000	6, 186, 000
4, 014, 000	0	6, 186, 000	6, 186, 000
0	0	10, 000, 000	10, 000, 000
0	0	10, 000, 000	10, 000, 000
3, 859, 221, 067	2, 263, 000	33, 176, 933	35, 439, 933

歳入歳出差引残額 54,243,632円

#### 秋田市告示第263号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため 送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第 1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室 に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 4 年10月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別 別紙(省略)のとおり

秋田市告示第264号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号) 第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和 4 年10月13日

#### 秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
    - イ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台
  - (2) 撤去し、保管した年月日 令和4年9月1日から同月30日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 令和4年10月13日から令和5年4月13日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を 提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者 であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

#### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766 秋田市東通仲町4番3号 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

#### 秋田市告示第265号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 4 年10月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書(課税年度令和4年 賦課年度令和3年 賦課年度令和2年)

### 秋田市告示第266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和 4 年10月18日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類:薬局

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
204	佐野薬局東通店	秋田市広面字野添54番地	令和4年 11月1日

#### 秋田市告示第267号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、再開、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和 4 年10月18日

#### 秋田市長 穂 積 志

#### 1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
さくらデイサービス横 森店	秋田市横森四丁目9番36号	令和4年8月1日
レッツ倶楽部秋田八橋	秋田市八橋本町六丁目9番10号	令和4年8月1日
ハートプレイス	秋田市桜一丁目9番13号	令和4年8月1日
ホームケア土屋秋田	秋田市桜二丁目17番5号 桜髙野ビル1階2号室	令和4年8月1日
デイサービスわかば	秋田市中通三丁目2番38号 スカ イパーク102 1階	令和4年8月1日

#### 2 再開

事業所名称	所 在 地	再開年月日	
居宅・訪問介護ステー	秋田市土崎港南三丁目 9 番30号	<b>△和4年0月1日</b>	
ションホッとらっく		令和4年9月1日	

### 3 変更

	事業所名称	所 在 地	変更年月日	
旧	居宅・訪問介護ス テーションホッと らっく	秋四末上峽港市二丁日 0 采20日	<b>公和 4 左 0 日 1 日</b>	
新	居宅支援介護事務	秋田市土崎港南三丁目 9 番30号	令和4年9月1日	
利	所ホッとらっく			
旧	居宅・訪問介護ス テーションホッと らっく	秋田市土崎港南三丁目 9 番30号	令和4年9月1日	
新	訪問介護ステーシ		77114 + 9 月 1 日	
利	ョンホッとらっく			

### 4 廃止

事業所名称	所 在 地	廃止年月日	
さくらデイサービス横	秋田市横森四丁目9番36号	令和4年7月31日	
森店	然田川(横林四)日9 亩 30 万	777444/月31日 	
訪問型サービスA「あ	秋田市横森四丁目9番25号	令和4年8月31日	
すにこっと」	外田川傾 <del>林</del> 四	77114十0月31日	
小規模多機能型居宅介	秋田市旭南二丁目3番17号	令和4年9月30日	
護事業所よつば		74449月30日	
有限会社秋田在宅介護	秋田市横森一丁目20番30号	令和 4 年10月 1 日	
サービスセンター	水田川/供林 1 日 20 <b>日</b> 30 万	77/11 4 平10月 1 日	
ヒロコージ薬局	秋田市千秋久保田町3番18号	令和4年6月26日	

### 秋田市告示第268号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和 4 年10月19日

### 秋田市長 穂 積 志

事業	者の	事業	所の	ま光三のミナ W	成するケリリ	サービス	(D)
名	称	名	称	事業所の所在地	廃止の年月日	種	類
有限	会社	ハー	トプレ	秋田市桜一丁目	<b>△</b> 手□ 4 左 10 日 7 □	計明 众 謎	
優介護	蒦	イス		9番13号	令和4年10月7日	訪問介護	

### 秋田市告示第269号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和 4 年10月19日

### 秋田市長 穂 積 志

事業者の	事業所の	東ツボのボケル	成山のケリロ	サービスの
名称	名称	事業所の所在地	廃止の年月日	種 類
株式会社 ケアハウ ス Shin	東通介護支援センター	秋田市東通観音前1番2号	令和4年10月14日	居宅介護 支援

秋田市告示第270号

令和4年11月7日午前10時30分秋田市役所正庁に秋田市総合教育会議を 招集する。

令和 4 年10月24日

秋田市長 穂 積 志

### 協議題

令和5年度における重点的な取組課題について

#### 秋田市告示第271号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和 4 年10月27日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類:薬局

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指定年月日
258	調剤薬局ツルハドラ ッグ秋田仁井田店	秋田市仁井田新田 二丁目5番16号	株式会社ツルハ 代表取締役社長 八 幡 政 浩	令和4年 11月1日

秋田市教委告示第13号

令和4年10月25日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和 4 年10月19日

秋田市教育委員会 教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

# 秋田市農委告示第10号

令和4年10月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集 する。

令和 4 年10月 7 日

# 秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

# 案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画の撤回に関する件
- 4 農用地利用集積計画(令和4年度第7号)に関する件

# 秋田市上下水道局告示第10号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定に基づき秋田市指定 給水装置工事事業者より事業の廃止の届出があったので、秋田市水道事業 給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)第8条の 3第4号の規定により告示する。

令和 4 年10月 6 日

# 秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日	
リビングコンサ ルタントてど	手 戸 利 典	宮城県亘理郡亘理町 字上茨田140番地2	令和4年9月1日	
積和建設東北株 式会社秋田事業 所	佐々木 裕 樹	秋田市御所野湯本四丁目1番2号	令和4年9月8日	

# 秋田市上下水道局告示第11号

水道法 (昭和32年法律第177号) 第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程 (昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号) 第8条の3第1号の規定により告示する。

令和 4 年10月21日

# 秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名		代表者		所在地	指定年月日
環清工業株式会 社秋田支店	青	Щ	武	にかほ市金浦字川向 28番地の1	令和4年10月12日

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告 する。

令和 4 年 10 月 5 日

#### 秋田市長 穂 積 志

#### 1 売払物件の表示

物件番号	所 在 地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番111	宅地	657. 68 m²	8,287,000円
2	秋田市楢山城南町18番17	宅地	228. 39 m²	5, 459, 000円

## 2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の 成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行すること を妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- 3 入札の場所および日時
  - (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 正庁

- (2) 入札 令和4年11月11日(金)午前10時(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得および契約条項を示す場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課
- 5 入札保証金
  - (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札 金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付す ること。
  - (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上) の納付に充当することができる。
  - (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
  - (4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。
- 6 入札無効に関する事項 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
  - (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
  - (4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
  - (5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札
  - (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
  - (7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、 もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
  - (8) 郵送による入札
  - (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
- 7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売 買契約書により契約を締結しなければならない。

## 8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

## 9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

#### 10 現地説明会

現地説明会は実施しない(入札参加者は事前に確認すること。)。

予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定する定期の予防接種について、 予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令(昭和23年政 令第197号)第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 4 年 10 月 7 日

# 秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場 所および追加する予防接種の種類

別表1(省略)のとおり

2 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、予防接種を行っていた主 たる場所および撤回した予防接種の種類

別表2(省略)のとおり

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、令和4年9月20日付け秋田市指令第5708号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和 4 年10月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 秋田市仁井田字中新田110番1
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名 秋田市御野場新町三丁目7番7号高 橋 智 恵

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、令和 4年4月27日付け秋田市指令第3197号で許可した開発行為について、次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、 公告する。

令和 4 年10月13日

## 秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 秋田市外旭川字山崎245番、246番1、246番3、247番1、247番3および253番の内
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名 秋田市八橋本町三丁目18番33号 株式会社むつみワールド 代表取締役 佐々木 克 巳

予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定する定期の予防接種について、 予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令(昭和23年政 令第197号)第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 4 年10月24日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所 および追加する予防接種の種類

別表(省略)のとおり

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(令和4年度第7号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年10月25日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類
   農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日ならびに12月29日から同月31日までの日、1月2日および同月3日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により定めた農用地利用集積計画のうち、平成27年度第12号計画および平成28年度第10号計画の一部を撤回したので、公告し、農用地利用集積計画撤回総括表を次により縦覧に供する。

令和 4 年10月25日

秋田市長 穂 積 志

## 1 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日ならびに12月29日から同月31日までの日、1月2日および同月3日を除く。

#### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田農業振興地域整備計画(昭和48年秋田市告示第25号)を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者 その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対 して異議があるときは、令和4年11月24日の翌日から起算して15日以内に 秋田市にこれを申し出ることができる。

令和 4 年10月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 縦覧期間

令和4年10月25日から同年11月24日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

#### 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

# 3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課